

答 申 第 429 号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った異議申立人の開示請求に係る決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年11月 6日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。下記の事項について、法的根拠等理由の分かる文書等の情報

(1) 名古屋市情報公開条例第11条第 1項は、「公開請求のあった日の翌日から起算して14日以内」と公開決定等の期限を設けている。 9月20日に公開請求したものの期限は10月 4日である。

ア 決定するのが14日以内で、請求者に対する通知は14日以内である必要がないとする理由

イ 第11条の「公開決定等」に、請求者に対する通知が含まれないとする理由

ウ 10月 9日に発送するものであれば、第11条第 2 項の「期間延長の手続き」をとるべきであろうが、とらなくてよいとする理由（以下「本件請求文書①」という。）

エ 10月10日14時52分に届いた行政文書一部公開決定通知書の行政文書の公開の日時および場所欄に10月 8日14時と記してあるが、それでよいとする理由（以下「本件請求文書②」という。）

オ もし条例違反でないとするなら、コンプライアンス上からも問題なし（決定さえ14日以内にすれば通知はいつでも良い）とする理由

カ 10月 4日という決定日が後付けでないと分かる理由

キ 市大におけるコンプライアンスの取り扱い部署（役職）

ク 市大におけるコンプライアンス上の問題発生時の対応（以下「本件請求文書③」という。）

(2) ハラスメント相談における不正な調査等について

ア 不正な調査等を内部通報制度の対象としない理由、根拠が特定できるもの

イ 不正な調査等の不服申し立て先（以下「本件請求文書④」という。）

ウ 学生に対し、ハラスメントの有無を問いただしたところ、〇〇、〇〇、

〇〇及び〇〇（敬称略）は、その存在を認め、〇〇〇〇及び〇〇〇〇は「今更、調査して気分が悪い。」と上記学生の前で発言していたという事実があるにもかかわらず、再調査できない理由（以下「本件請求文書⑤」という。）

2 同年12月19日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①から本件請求文書⑤までについては対象となる文書が存在しないことを理由として非開示とするとともに、その余については次の文書を特定して開示とする、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 名古屋市情報公開条例
- (2) 公文書公開請求決裁表紙と通知案
- (3) 公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程
- (5) 公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程
- (6) 名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程
- (7) 平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日付け監査評価室長名文書
- (8) 平成〇年〇月〇日に送付した監査評価室長からの電子メール文

3 平成26年 1月 8日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件請求文書③から本件請求文書⑤までに係る文書不存
在による非開示決定を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書③について

実施機関は、コンプライアンス上の問題は数多く発生しているはずであるのに、なぜ問題発生時の対応が定められていないのか疑問である。作成されていないのならば、監査評価室等の職務怠慢であり、コンプライアンスに対する姿勢を示すためにも開示すべきである。

(2) 本件請求文書④について

実施機関のホームページでは、

ア 内部通報・相談窓口で受け付ける事項は『本学における違法又は著しく不当な役員・教職員の行為又は不正な事項』とします。

イ 『アに該当しない一般的な事務手続等』、『研究上の不正に関する申立て』及び『ハラスメントに係る相談』については、内部通報・相談窓口ではなく、担当部署にお申し出ください。」

と確かに記載されている。

監査評価室は、「ハラスメント相談」自体にはプライバシーの保護等の観点から介入できないとしているが、イの事項に関してアに該当することがあった場合は、内部通報として対応し調査しなければ、監査評価室の存在理由がない。

(3) 本件請求文書⑤について

関係者がハラスメントの存在を認めている事実があるにもかかわらず、「ハラスメントはあったともなかったともいえず人権侵害には当たらない」とした調査を再調査できない理由については、当該調査を一時不再理とするならば、当然（文書が）なければならない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件決定については、実施機関において、開示請求に係る保有個人情報に記載された行政文書を作成しておらず、文書不存在により非開示としたものである。

第5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書③から本件請求文書⑤までが存在するか否かが争点となっている。

2 本件請求文書③から本件請求文書⑤までについて

当審議会の調査によると、本件請求文書について次の事実が認められる。

(1) 本件請求文書③について

ア 実施機関のコンプライアンスに係る制度としては、外部監査、内部監査、内部通報相談、ハラスメント相談及び研究上の不正に関する申立てという制度がある。

イ 上記アで述べた制度に係る一般的な手続きが定められた各種規程が本件開示請求で開示されたが、実施機関には、コンプライアンス上の問題が発生したことを前提として、その際の対応について予め定めた事項は存在していない。

(2) 本件請求文書④及び本件請求文書⑤について

ハラスメント防止対策に関する規程においては、調査結果に対する不服申立てが予定されていない。

3 本件請求文書③から本件請求文書⑤までの存否について

(1) 本件請求文書③について

上記 2 (1) イで述べたとおり、コンプライアンス上の問題が発生した際の対応についての定めが存在しない以上は、文書が存在すべき理由はない。したがって、実施機関の、本件請求文書③を保有していないとの主張に、何ら不合理な点は認められない。

(2) 本件請求文書④及び本件請求文書⑤について

上記 2 (2) で述べたとおり、ハラスメント防止対策に関する規程に不服申立てを認める定めがない以上、文書が存在すべき必然性は認められない。したがって、実施機関の、本件請求文書④及び本件請求文書⑤を保有していないとの主張に、何ら不合理な点は認められない。

(3) 異議申立人の主張は、本件請求文書が存在しないことについて、実施機関への不満など、独自の見解や認識に基づいて本件申立文書が当然に存在しなければならないとしているものに過ぎず、文書が存在することを論理的に説明するに足る合理的なものではない。

(4) 以上から、実施機関の説明に何ら不合理な点は認められず、異議申立人からは、実施機関の主張を覆すに足る合理的な主張がないため、本件請求文書を不存在とした本件処分は妥当であると認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成26年 2月18日	諮問書の受理
2月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月31日	実施機関の弁明意見書を受理
4月 7日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月 8日	異議申立人の反論意見書を受理
12月12日 (第197回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成28年 7月15日 (第216回審議会)	調査審議
8月19日 (第217回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
10月21日 (第219回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
12月16日 (第221回審議会)	調査審議
平成29年 1月13日	答申